

民医連厚生事業協

共済だより

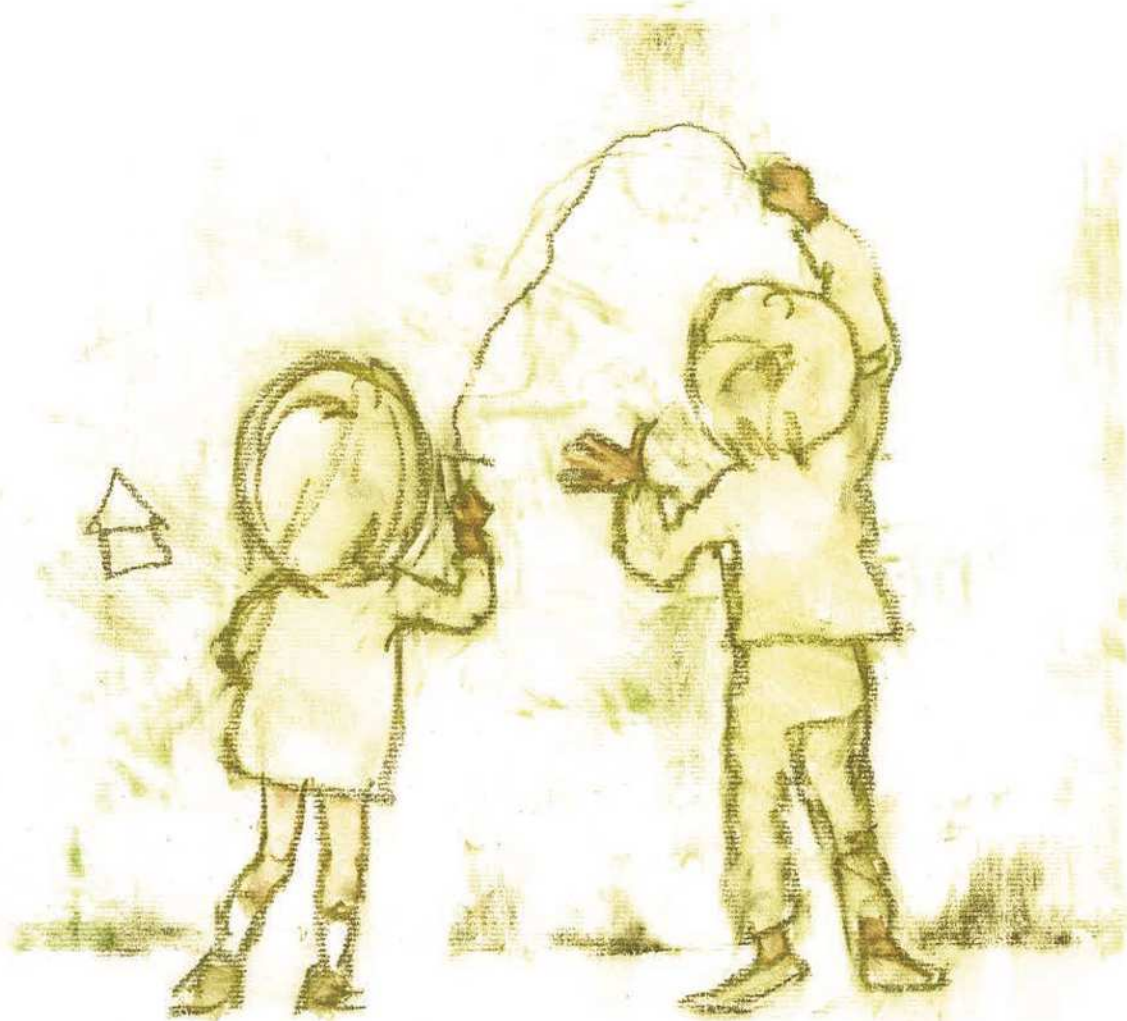
2024年
10月
第198号

発行所●全日本民医連厚生事業協同組合

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター6F
TEL03-5842-5650 FAX03-5842-5652
E-メール:k-tayori@min-iren.gr.jp
(共済だより用)

kyousai@min-iren.gr.jp
(厚生事業協宛)

ホームページ:https://min-jigyo.or.jp



いわさきちひろ「落書きをする子ども」(1970年) (14ページに作品のコメントと美術館のご案内をしております)

主な記事

伝えていきたい 私の民医連^⑮ 東京・ゆたか診療所所長／権守 光夫

私の職場紹介^⑱ 青森・藤代健生病院／うしこ^{ペンネーム}

⑲ 東京・東葛病院／幸せさん^{ペンネーム}

いま、なぜ憲法改悪なのか パートⅡ^⑳ 若手弁護士の会

縮図からみる世界^㉑ こんな政治がいつまで／斎藤 貴男

私の趣味・こだわり紹介^㉒ 水族館全国制覇の旅／大阪・透月さらさ^{ペンネーム}

㉓ 岩登り／北海道・芋柱^{ペンネーム}

㉔ 親子で遊ぼう、骨まで遊ぼう／東京・魚の頭^{ペンネーム}

㉕ 見た目も心も大満足!～又ノ活のすすめ～／長野・ななえ^{ペンネーム}

文スポはじまる!!

2024年度
スポーツ文化企画
のお知らせ

<https://www.min-jigyo.or.jp>

※QRコードは上部にあります。

自民党の憲法改正実現本部が、憲法に自衛隊を明記することを含む改憲の「論点整理」を全会一致で承認しました。

1. 9条に自衛隊明記

いうまでもなく、憲法9条は1項で戦争放棄、2項で戦力不保持を宣言しています。2018年、自民党はこの9条を維持した上で、「9条の規定は…必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として…自衛隊を保持する」というような新たな規定を追加する叩き台を公表しており、今後も文言などを検討していくことが確認されました。

「自衛の措置をとれる」という条文の追加により、他国から日本が攻撃された際の反撃（個別的自衛権の行使）のみならず、同盟国（主にアメリカ）への武力攻撃を阻止するために同盟国と共に武力行使する集団的自衛権の行使まで可能になります。安倍政権が強硬に成立させた安保法制は、まさにこの集団的自衛権の行使を可能にする（憲法9条と真つ向から矛盾する）法律ですが、改憲によってこれを合憲にし正当化させる狙いがあります。このような改憲が実現すれば、非戦をうたう憲法9条は死文化します。そもそも戦争は、どんなよこしまな目的があっても常に「自衛」の大義名分の下、始められます（「自衛」という言葉は何に

シリーズ

いま、なぜ憲法改悪なのか パートII

129 自民党の勝手な「憲法改正の論点整理」

～市民はそんなもの望んでいないのに～



「明日の自由を守る若手弁護士の会」共同代表 黒澤いつき
公式ブログ <https://www.asuno-jiyuu.com/>



も歯止めにはなりません。アメリカの戦争に自衛隊が参加すれば、日本は敵と見なされ、全国各地の米軍基地や自衛隊基地どころか、市街地までミサイルの標的になります。私たちの平穏な生活と人生をこなごなに壊す改憲案といえましょう。

2. 緊急事態における「内閣の独裁」

また、大震災を含む「緊急事態」において、内閣が法律に代わって法律と同等の力を持った「緊急政令」を出して事態に対処する、という根拠規定を設けることも確認されました。これも2018年の時点で発表された条文イメージを前提に検討を進める、とのこと。緊急事態への対応については、緊急事態の下では選挙を先延ばしして議員の任期を延長させる制度を設ける改憲を優先させるべきだ、という意見もあり、両方同時に進めるかどうか議論していくのだそうです。

緊急事態への対処、といわれると、誰もが「備えが必要」と感じますし、必要な改憲のようにも聞こえます。しかし東日本大震災ですら、「必要な法律がなかなか成立しない」ことで救済や復旧に支障が生じてはいません。内閣に立法権を与える改憲は三権分立を一次停止させる「独裁のスイッチ」です。歴史上そのような装置が「非常事態だから」という大義の下、濫用され独裁が進んだ例は枚挙

にいとまがありません。また、災害大国・日本にはすでに災害対策基本法や災害救助法ほか緻密な（人権の観点からはすでにかなり危ういほどの）災害法制が整っているのに、今さらこんな改憲は不要といえます。

選挙の先延ばしという案は、選挙という私たち市民にとって主権を行使する最大の機会を奪う国民主権の国家にとって大変な危険なものです。緊急事態だからこそ誰に対処してもらおうか国民が選ぶことが大事ですし、「どのような事態であっても選挙を実施できるような制度改正」の方が重要だ、と日弁連はずつと主張し続けています。このような改憲は不要な上に有害です。

3. 前のめりな自民党、そもそも改憲論を扱う資格なし

岸田首相は、この「論点整理」について「流れを加速させ、一気呵成に進めなければならぬ」と述べました。国民が改憲を求めているというような現実はありません。支持率が低迷し、裏金を作った統一教会という巨大な反社会的組織とのつながりをいまだに清算できない政党に、そもそも憲法を変える議論を引っ張る資格などないのではないのでしょうか。私たちが求めているのは改憲などではない！のひと言ですね。

